

スケートボードパーク使用料

区分	全日
	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
個人使用 (1人あたり)	円 5 0 0
独占使用	4 0 , 0 0 0

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。